

横浜市スポーツ施設条例施行規則（平成20年3月横浜市規則第35号）新旧対照表

現行	改正後（案）																				
<p>(第1条から第11条まで省略)</p> <p>(利用料金の返還)</p> <p>第12条（本文省略）</p> <p>(第1号及び第2号省略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(3)</u> 利用者の責めに帰することができない事由によりスポーツ施設の利用ができなくなった場合 既納の利用料金の全額</p> <p>(第13条及び第14条省略)</p> <p>別表第1（第2条第1項）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">施設名</th> <th style="text-align: center;">開館時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(省略)</td> </tr> <tr> <td>たきがしら会館 及びスポーツセンター</td> <td>午前9時から午後9時まで</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>(新設)</u></td> <td style="text-align: center;"><u>(新設)</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(省略)</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	開館時間	(省略)		たきがしら会館 及びスポーツセンター	午前9時から午後9時まで	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	(省略)		<p>(第1条から第11条まで省略)</p> <p>(利用料金の返還)</p> <p>第12条（本文省略）</p> <p>(第1号及び第2号省略)</p> <p><u>(3)</u> <u>横浜市本牧市民プールの利用者が利用日の7日前までに利用の許可の取消しを申し出た場合 既納の利用料金の全額</u></p> <p><u>(4)</u> 利用者の責めに帰することができない事由によりスポーツ施設の利用ができなくなった場合 既納の利用料金の全額</p> <p>(第13条及び第14条省略)</p> <p>別表第1（第2条第1項）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">施設名</th> <th style="text-align: center;">開館時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(省略)</td> </tr> <tr> <td>たきがしら会館 及びスポーツセンター</td> <td>午前9時から午後9時まで</td> </tr> <tr> <td><u>横浜市本牧市民プール</u></td> <td> <p><u>(1) 7月第2土曜日から9月第1日曜日まで</u> <u>午前9時から午後5時30分まで（日曜日、土曜日、及びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第13条に規定する休日、並びに7月第3日曜日から同日の5週間後の日までについては、午前9時から午後5時30分まで及び午後6時から午後9時まで）</u></p> <p><u>(2) 前号に掲げる期間以外の期間</u> <u>午前9時から午後9時まで</u></p> </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(省略)</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	開館時間	(省略)		たきがしら会館 及びスポーツセンター	午前9時から午後9時まで	<u>横浜市本牧市民プール</u>	<p><u>(1) 7月第2土曜日から9月第1日曜日まで</u> <u>午前9時から午後5時30分まで（日曜日、土曜日、及びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第13条に規定する休日、並びに7月第3日曜日から同日の5週間後の日までについては、午前9時から午後5時30分まで及び午後6時から午後9時まで）</u></p> <p><u>(2) 前号に掲げる期間以外の期間</u> <u>午前9時から午後9時まで</u></p>	(省略)	
施設名	開館時間																				
(省略)																					
たきがしら会館 及びスポーツセンター	午前9時から午後9時まで																				
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>																				
(省略)																					
施設名	開館時間																				
(省略)																					
たきがしら会館 及びスポーツセンター	午前9時から午後9時まで																				
<u>横浜市本牧市民プール</u>	<p><u>(1) 7月第2土曜日から9月第1日曜日まで</u> <u>午前9時から午後5時30分まで（日曜日、土曜日、及びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第13条に規定する休日、並びに7月第3日曜日から同日の5週間後の日までについては、午前9時から午後5時30分まで及び午後6時から午後9時まで）</u></p> <p><u>(2) 前号に掲げる期間以外の期間</u> <u>午前9時から午後9時まで</u></p>																				
(省略)																					

別表第2（第3条第1項）

施設名	休館日
(省略)	
横浜国際プール、横浜文化体育館（横浜武道館を除く。）、たきがしら会館、横浜市港南プール、横浜市保土ヶ谷プール、横浜市旭プール、横浜市金沢プール及び横浜市都筑プール	1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日まで
(省略)	

別表第3（第6条第2項）

施設名	受付期間
横浜文化体育館	横浜武道館 利用しようとする日の36箇月前から利用しようとする日まで
	横浜武道館以外の施設 利用しようとする日の12箇月前から利用しようとする日の10日前まで（平沼記念レストハウスのみを利用する場合にあっては、利用する日の2箇月前から利用しようとする日の前

別表第2（第3条第1項）

施設名	休館日
(省略)	
横浜国際プール、横浜文化体育館（横浜武道館を除く。）、たきがしら会館、 <u>横浜市本牧市民プール</u> 、横浜市港南プール、横浜市保土ヶ谷プール、横浜市旭プール、横浜市金沢プール及び横浜市都筑プール	1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日まで
(省略)	

別表第3（第6条第2項）

施設名	受付期間
横浜文化体育館	横浜武道館 利用しようとする日の36箇月前から利用しようとする日まで
	横浜武道館以外の施設 利用しようとする日の12箇月前から利用しようとする日の10日前まで（平沼記念レストハウスのみを利用する場合にあっては、利用する日の2箇月前から利用しようとする日の前

		日まで)			日まで)
(新設)		(新設)	横浜市本牧市民プール		利用しようとする日の2
					箇月前から利用しよう
					とする日の7日前まで
					(省略)